

(資料3)

科学的検証と社会的検証を用いた 遺伝子組換え表示の監視の考え方

平成31年1月
消費者庁

表示義務加工食品の遺伝子組換え表示について

- 遺伝子組換え表示は、その原材料である対象農産物が遺伝子組換えかどうかに着目した制度（食品表示基準第3条第2項）。
- 遺伝子組換え食品の表示の監視は、書類の確認（社会的検証）を基本に、これに先立って、科学的検証の手法で対象を絞り込むなど、社会的検証と科学的検証を組み合わせる実施。

第46回食品表示部会 資料5 新たな遺伝子組換え表示制度に係る考え方（補足資料）

（監視）

11 遺伝子組換え表示の監視

1 遺伝子組換え食品の表示の監視及び検証のうち、適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示（任意表示）、又は、原材料名だけ表示しているものについては、その原料となる大豆やとうもろこしが分別生産流通管理がなされている旨の書類が整っていることの確認を行います。この確認ができなければ、分別生産流通管理が十分になされていないこととなり、「遺伝子組換え不分別」等と表示する必要があります（義務表示）。

なお、このように、遺伝子組換え食品の表示の監視は、書類の確認（社会的検証）を基本に、これに先立って、科学的検証の手法で対象を絞り込むなど、社会的検証と科学的検証を組み合わせる実施しています。

2 「遺伝子組換えでない」旨の表示（任意表示）については、その原料の分別生産流通管理がなされている旨の書類、遺伝子組換え農産物が混入していないことの根拠の確認等の社会的検証に加え、科学的検証の手法で原材料の大豆やとうもろこしにおいて遺伝子組換え農産物を含まないことを確認します。

【監視対象となる表示例】

- (1) 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理されたことを確認した対象農産物である旨の表示（対象農産物名のみを記載している場合も含む）

表示例

名称	納豆
原材料名	大豆(カナダ・分別生産流通管理済み)、△△、○○○、…

名称	コーングリッツ
原材料名	とうもろこし（米国）

- (2) 遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨の表示

表示例

名称	豆腐
原材料名	大豆（国産・ <u>遺伝子組換えでない</u> ）

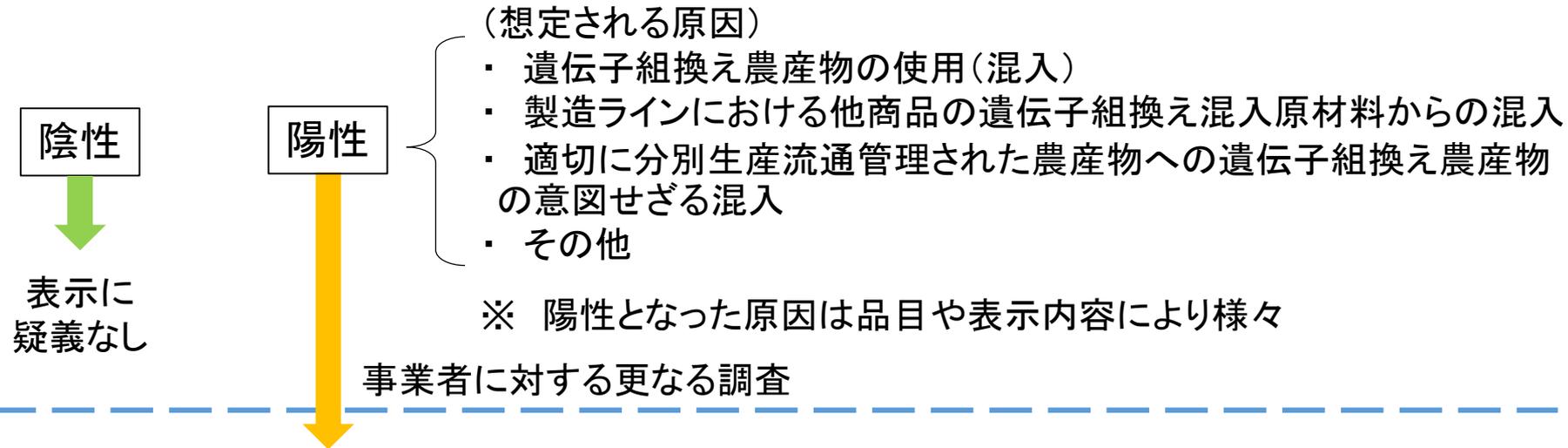
表示義務加工食品の遺伝子組換え表示の一般的な監視

- 加工食品から遺伝子組換え陽性反応が出る原因は様々であり、また立入検査時には当該製品の製造ロットの原料は入手できない場合が多い。
- 違反の判断には科学的検証と社会的検証の双方からの丁寧な調査が必要。
- 具体的な措置を講じるかどうかは調査の結果からケースごとに総合的に判断する。

【市販品買上げ調査等】

(目的) 遺伝子組換え農産物が含まれている可能性がある対象商品の絞り込み

(手法) **科学的検証**: 加工食品の定性検査



【事業者への立入検査等】

(目的) 違反事実の確認及び特定

(手法) **社会的検証**: 分別生産流通管理に関する書類、その他関連書類、製造現場の確認、聞き取り調査等

科学的検証: 原料農産物の定量検査^(注1)・定性検査^(注2)、加工食品の定性検査